

ボランティアを成績評価等に用いることは「ボランティア」の趣旨に反する反則行為なのでやってはいけません。

2018年9月●日

「オリンピック災害おことわり」連絡会

各高等教育機関の皆様

2020 東京オリンピック・パラリンピック（以下東京五輪と略記）など公的なイベントに際して学生をボランティアとして動員することが当然のようにして各大学等高等教育機関（以下、大学等と略記）で実施あるいは計画されています。しかし、以下のような事案は、ボランティアの趣旨を逸脱した反則行為です。このようなことはなさないでください。

1. ボランティア活動を成績評価に利用することは反則です。
2. ボランティア活動を履歴書等に記載することは反則です。
3. ボランティアを入学試験（書類審査、面接試験を含む）等の選抜の評価対象とすることは反則です。
4. ボランティアを事実上、大学等の行事として出席等を義務づけることは反則です。
- 5 上記の他、本人の自由意志を成績などで利益誘導してあたかも「自由意志」であるかのように偽装してボランティアをさせる取り組みは反則です。

反則の根拠となるルール

「ボランティア活動や住民参加による福祉活動等，国民の福祉活動への参加を促進するに当たっては，活動の自主性，自発性及び創造性が最大限に尊重され」ること。（国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針 厚生省告示第117号）
「ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動である」こと。（厚生労働省、「ボランティア」のウェブページ）

「一般的には「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられる。」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課「ボランティアについて」https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1203-5e_0001.pdf

「自分の意志で行う

ボランティア活動は、誰かに強制されたり、義務で行ったりするものではなく、自分の考えで参加したり、取り組むものです。

だからこそ、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、人の心に働きかける力を持っています。

自分のためでない

ボランティア活動は他の人や社会のために取り組むもので、お金をもらうことや自分だけが満足することを目的とはしていません。活動を通じて結果的に、活動する自分自身もさまざまなものを得ることができます。」（全国社会福祉協議会の全国ボランティア・市民活動振興センター「ボランティアを知ろう」）

東京五輪のボランティアのホームページには上記のようなボランティアの原則についての記載がありません。ボランティアとはどのような活動なのかの説明もなしに「ボランティア」を募集していること自体が問題であると考えています。

上記で紹介したいずれのルールにおいても、ボランティアは自主性、自発性に委ねられるべきであることを大原則としています。学校の公式行事や授業、試験、成績等とボランティアをリンクさせることは、ボランティアの基本原則に反する重大な反則行為となります。成績等とリンクした活動は、本人の自発性や選択の意思に基づくという体裁がとられたとしても、本来の意味での自発性に基づくものとはいえず、利益誘導された結果、自発性を偽装したものであって、極めて悪質と言わざるをえません。また、大学等全体の環境として「ボランティア」に参加せざるえをえないような雰囲気を作られ、心理的にボランティアを選択させるような体制がとられることも自主性、自発性を損うものであって許されません。ボランティアをしてもしなくても成績等実質的な不利益だけでなく、心理的な不利益も被らないように配慮することが必要です。

また、経済的に困窮している学生にとっては夏休みなどの期間は学費や生活費などを稼ぐための大切な期間でもあります。それを「ボランティア」によって奪うべきではありません。

そもそもオリンピックは、スポーツを利用したメガ・スポーツビジネス・イベントとしての性格が強く、その業務に携わることは、本来は無償のボランティアではなく、労働の対価としての報酬を得るべき性格のものです。それをボランティアという名前で公募することは組織的な詐欺行為に近く、それに大学等が荷担してよいのでしょうか。

完全な自由意志を尊重する体制と環境づくりがなされなければなりません。ボランティアに参加しないからといって心理的なプレッシャーを受けることがあってはいけません。

付記 本団体については下記のブログをご参照ください。

<http://www.2020okotowa.link/>